

令和2年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和2年 3月17日(火曜日) 午前10時01分開議

議事日程(第6号)

- 日程第 1 議案第 1号~第 8号、第16号、第17号、第23号、第25号
(予算特別委員会報告)
- 日程第 2 決議案第 1号 議案第 1号令和2年度富良野市一般会計予算に対する附帯決議
- 日程第 3 議案第 18号 富良野市景観条例の制定について
- 日程第 4 議案第 19号 富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正
について
- 日程第 5 議案第 20号 富良野市職員定数条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 21号 富良野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 22号 富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 24号 富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 26号 富良野市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 27号 富良野市農業体験者滞在施設設置条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 28号 富良野市市民農園設置条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 29号 富良野市営住宅条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 30号 富良野市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 31号 富良野市ワイン事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 32号 富良野市指導主事の給与に関する条例の制定について
- 日程第 16 議員の派遣について
- 追加日程第 1 動議 富良野市議会総合計画基本構想特別委員会の設置について
- 日程第 17 閉会中の所管事務調査について

出席議員(18名)

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	11番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	松下寿美枝君
	3番	宇治則幸君		4番	家入茂君
	5番	石上孝雄君		6番	大西三奈子君
	7番	佐藤秀靖君		8番	小林裕幸君
	9番	渋谷正文君		10番	大栗民江君
	12番	天日公子君		13番	関野常勝君
	14番	日里雅至君		15番	本間敏行君
	16番	水間健太君		17番	後藤英知夫君

欠席議員(0名)

説明員

市	長	北	猛	俊	君	副	市	長	石	井	隆	君																		
総	務	部	長	稲	葉	武	則	君	市	民	生	活	部	長	山	下	俊	明	君											
保	健	福	祉	部	長	若	杉	勝	博	君	経	済	部	長	後	藤	正	紀	君											
ぶ	ど	う	果	樹	研	究	所	長	川	上	勝	義	君	建	設	水	道	部	長	小	野	豊	君							
看	護	専	門	学	校	長	澤	田	貴	美	子	君	総	務	課	長	今	井	顕	一	君									
財	政	課	長	藤	野	秀	光	君	企	画	振	興	課	長	西	野	成	紀	君											
教	育	委	員	会	教	育	長	近	内	栄	一	君	教	育	委	員	会	教	育	部	長	亀	淵	雅	彦	君				
農	業	委	員	会	会	長	及	川	栄	樹	君	農	業	委	員	会	事	務	局	長	井	口	聡	君						
監	査	委	員	鎌	田	忠	男	君	監	査	委	員	事	務	局	長	佐	藤	克	久	君									
公	平	委	員	会	委	員	長	中	島	英	明	君	公	平	委	員	会	事	務	局	長	佐	藤	克	久	君				
選	挙	管	理	委	員	会	委	員	長	伊	藤	和	朗	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	大	内	康	宏	君

事務局出席職員

事	務	局	長	清	水	康	博	君	書	長	記	高	田	賢	司	君
書	記	佐	藤	知	江	君	書	記	倉	本	隆	司	君			

午前10時00分 開議
(出席議員数18名)

開 議 宣 告

議長(黒岩岳雄君) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長(黒岩岳雄君) 本日の会議録署名議員には、
石 上 孝 雄 君
日 里 雅 至 君
を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(黒岩岳雄君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長清水康博君。

事務局長(清水康博君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

今定例会の追加議案につきましては、市長側提出の事件、議案第32号1件であり、お手元に御配付のとおりでございます。

議会側提出の事件、予算特別委員会審査報告、決議案、議員の派遣及び事務調査の申し出につきましては、本日御配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

以上でございます。

議会運営委員長報告

議長(黒岩岳雄君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

議会運営委員長(後藤英知夫君) -登壇-

おはようございます。

議会運営委員会より、3月11日及び本日、委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

提出されました追加議案は、市長側提出案件が1件で、内訳は、条例1件でございます。

議会側提出案件は5件で、その内訳は、決議案1件、議員の派遣1件、予算特別委員会報告1件、閉会中の事務調査2件でございます。

いずれも、本日中の日程の中で審議を願うことしております。

また、議案第18号につきましては、新規条例につき、精査が必要なため、総務文教委員会に付託し、閉会中の委員会審査とすることで申し合わせをしております。

以上、申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

議長(黒岩岳雄君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第1号～議案第8号、第16号、第17号、第23号、第25号(予算特別委員会報告)

議長(黒岩岳雄君) 日程第1、議案第1号から議案第8号及び議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号、以上12件を一括して議題といたします。

本件12件は、予算特別委員会に付託した案件であります。

予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長水間健太君。

予算特別委員長(水間健太君) -登壇-

予算特別委員会より、審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会は、2月26日、議員全員をもって設置され、議案第1号外11件の議案審査の付託を受け、同日、正副委員長の選出を行い、3月10日、11日、13日の3日間にわたり、市長を初め、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

付託された令和2年度予算案は、本会議1日目に理事者から提案された予算概要にもありますように、第5次富良野市総合計画における主要施策に加え、富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の達成に向けた施策を推進する一方、持続可能な財政基盤を維持するため、全事業の見直しによる経費の節減や歳入確保を図り、編成されたとする一般会計、特別会計及び企業会計の総額220億8,220万円であります。

審査においては、この令和2年度当初予算案とこれに関連する議案について、厳しい財政状況の中、経済の状況や国の地方財政対策等も踏まえ、各事業予算が適正に編成されているのかの観点から質疑が行われました。

質疑等の状況は、一般会計予算の歳出について、総務費では、ICT利活用推進事業費、交通安全啓発事業費、地域防災事業費など、衛生費では、高齢者保健事業費、固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費など、農林業費

では、農業体験者滞在施設管理費など、商工費では、外国人観光客誘致対策事業費など、土木費では、市街地排水路整備事業費、住宅改修等促進事業費など、教育費では、遠距離通学費補助金などについて、歳入では、ふるさと応援寄附金について、また、特別会計、企業会計では、国民健康保険特別会計、ワイン事業会計及びその他各会計予算について活発な質疑が行われました。

質疑終了後、議案第1号、令和2年度一般会計予算について、原案反対の立場から1会派、原案賛成の立場から1会派による討論が行われました。

討論では、新庁舎建設事業費について、市民連合議会から、原案反対の立場で、建物の老朽化、耐震性の不安、防災拠点としての重要性の高まりから、建てかえに関しては理解するものの、住民福祉、行政サービスに対応する政策財源の見通しは経済状況や国の政策に左右される面があり、人口減少社会に対する中長期ビジョンが見えない、市民の理解がどこまで浸透しているか疑問であるとの意見が出され、民主クラブからは、原案賛成の立場で、過去、庁舎に係る予算は議会で可決されている、庁舎を建てる予算は通っているのに、市民周知にだけ特化するのはいかがなものか、また、保健福祉を心配するのであれば、その項目で求めるべきであるとの意見が出されました。

また、ICT利活用推進事業費について、市民連合議会から、原案反対の立場で、投入する予算に値する働き方改革と市民サービス向上への業務改善の費用対効果について説明不足であり、今後の方向性についても疑問が残るとの意見が出され、一方、民主クラブからは、原案賛成の立場で、議会もICTは推進しており、要望もしている、予算委員会の中でも理解が得られる答弁をもらっているとの意見が出されました。

討論終了後、採決を行った結果、議案第1号は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決したところであります。

その後、後藤英知夫委員外5名より、議案第1号に対する附帯決議案の動議が提出され、質疑の後、起立による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決することに決した次第であります。

また、引き続き行われた審査で、議案第2号から議案第8号及び関連する議案第16号、議案第17号、議案第23号、議案第25号の11件の議案については、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、申し上げ、予算特別委員会からの審査の経過と結果の報告といたします。

議長（黒岩岳雄君） 本件は、委員長の報告に関する質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、質疑・討論を省略することに決しました。

これより、本件12件の採決を行います。

最初に、議案第1号、令和2年度富良野市一般会計予算及びこれに関連する議案第16号、富良野市財政調整基金の処分について、議案第23号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第25号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上4件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本件4件の委員会報告は、可決すべきものであります。

本件4件について、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議がありますので、1件ごと起立により採決を行います。

最初に、議案第1号、令和2年度富良野市一般会計予算について、採決を行います。

お諮りいたします。

本件の委員会報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（黒岩岳雄君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、富良野市財政調整基金の処分について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の委員会報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（黒岩岳雄君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の委員会報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（黒岩岳雄君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、富良野市職員の給与に関する条例の一部改正について採決いたします。

お諮りいたします。

本件の委員会報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（黒岩岳雄君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、令和2年度富良野市国民健康保険特別会計予算、議案第3号、令和2年度富良野市介護保険特別会計予算、議案第4号、令和2年度富良野市後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号、令和2年度富良野市公共下水道事業特別会計予算及び関連する議案第17号、富良野市公共下水道事業基金の処分について、議案第6号、令和2年度富良野市簡易水道事業特別会計予算、議案第7号、令和2年度富良野市水道事業会計予算、議案第8号、令和2年度富良野市ワイン事業会計予算、以上8件について一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本件についての委員会報告は、可決すべきものであります。

本件について、委員会報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

日程第2

決議案第1号 議案第1号令和2年度富良野市一般会計予算に対する附帯決議

議長（黒岩岳雄君） 日程第2、決議案第1号、議案第1号令和2年度富良野市一般会計予算に対する附帯決議を議題といたします。

本件に関し、提出者の説明を求めます。

予算特別委員長水間健太君。

予算特別委員長（水間健太君） -登壇-

決議案第1号、議案第1号令和2年度富良野市一般会計予算に対する附帯決議案は、地方自治法第109条第6項及び富良野市議会会議規則第13条第3項の規定により、提出するものであります。

本決議案は、先般行われた予算特別委員会において、

付託された議案第1号、令和2年度富良野市一般会計予算が賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決した後に、議案第1号に対する本附帯決議案が提出され、採決の結果、賛成多数により決したものであります。

内容について述べさせていただきます。

議案第1号令和2年度富良野市一般会計予算に対する附帯決議。

新庁舎建設事業は、基本構想の策定、市民を含む新庁舎建設検討委員会における議論、基本計画の策定及び基本設計の決定を経て、E C I方式による実施設計を決定する段階となっている。この間、市は、市民と市長の地域懇談会や広報紙、パブリックコメントなどを通して市民周知と合意形成に努めてきた。

しかし、多額の費用をかけることによる行政サービスの低下や人口減少対策などの重要施策の遅滞につながるなど、市民から不安の声が多数上がっている実態である。さらに、世界的な感染拡大が懸念される新型コロナウイルスの影響により、市内経済の先行きが見通せず、市内業者からは、雇用の維持、事業の継続が難しいとの声も聞こえ始めており、さまざまな分野に深刻な影響をもたらす懸念がある。

そのような中で、大型投資となる当事業に対し、市民が一層不安感を強めてしまうのではないかと危惧するところである。したがって、事業推進に当たっては、いまままで以上に丁寧かつ真摯に市民周知と合意形成に努める必要がある。

次に、ICT利活用推進事業は、行政事務の効率化や行政サービスの質の向上に寄与することについては十分に理解するところであり、ICTの導入を推進すべきである。

しかし、ICTの導入は、他自治体の事例を見ても、基本計画を策定した上で、実態調査、導入、運用、検証といった過程で進めるのが一般的となっている。また、多くの労力、時間、費用がかけられ、大変な苦勞をしている様子がうかがえる。一方、本市では、昨年、サウンディング型市場調査を行ったが、ICT利活用に関する基本計画は策定されていない。ICTの導入に向けて早急な対応が必要なのは理解できるが、ICTは、日々、目まぐるしく進歩するものだからこそ、将来を見据えた上で事業を推進するためには基本計画を策定すべきである。

以上のことから、議案第1号、令和2年度富良野市一般会計予算の歳出のうち、2款総務費1項総務管理費6目財産管理費250番、新庁舎建設事業費のうち、（継）新庁舎建設工事監理委託料、（継）新庁舎建設工事費、新庁舎建設地中熱設備工事費及び新庁舎建設外構工事費並びに同7目自治振興費230番、ICT利活用推進事業費の執行に当たっては、以下の事項を強く要請するものであ

る。

1、新庁舎建設事業。

行政サービスの低下や人口減少対策など重要施策の遅滞につながるなど市民の不安を解消するための根拠となるデータを示し、早期に市民説明会を実施すること。

説明会の回数、時間については、市民の理解度を見きわめ、柔軟に対応すること。

新型コロナウイルスによる市内経済への影響を十分に調査した上で、新庁舎建設事業の推進を図ること。

急速な景気悪化に伴い、市内経済や雇用情勢が悪化し、今後の財政運営に深刻な影響をもたらすと予測される場合には、総合的に勘案した上で、事業の抜本的な見直しを検討すること。

2、ICT利活用推進事業。

事業の目的、位置づけ、期間、対象などを明記した基本計画を策定し、かつ、具体的な実行計画を策定の上、事業執行すること。

また、拙速な事業推進は避け、他自治体の導入事例などを参考に、事業内容、期限などを再度精査すること。

以上、決議する。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長(黒岩岳雄君) 本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

これより、本件の採決を行います。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本決議案は、原案のとおり可決されました。当局におかれましては、附帯決議を真摯に受けとめ、その趣旨を十分尊重して対応されますようお願いいたします。

日程第3

議案第18号 富良野市景観条例の制定について

議長(黒岩岳雄君) 日程第3、議案第18号、富良野市景観条例の制定についてを議題といたします。

本件については、さきの議会運営委員長の報告のとおり、精査を要しますので、総務文教委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり、総務文教

委員会に付託することに決しました。

日程第4

議案第19号 富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第4、議案第19号、富良野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第20号 富良野市職員定数条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第5、議案第20号、富良野市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第21号 富良野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第6、議案第21号、富良野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第22号 富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第7、議案第22号、富良野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第24号 富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第8、議案第24号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第26号 富良野市職員の旅費に関する条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第9、議案第26号、富良野市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第27号 富良野市農業体験者滞在施設設置条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第10、議案第27号、富良野市農業体験者滞在施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 渋谷正文君。

9番(渋谷正文君) この富良野市農業体験者滞在施設設置条例の一部改正に関する条例に、今回、公募によらない指定管理者の指定が加わるという提案がありましたけれども、3点お伺いさせていただきたいと思います。

まず、指定管理につきましては、原則としては公募によるものだというふうに思っております。今回、なぜ非公募の項目をここに入れたのか、その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目です。この非公募ですけれども、どういうときに想定されているのか、その内容についてお伺いいたします。

3点目ですけれども、もともとこの農業体験者滞在施設設置条例の指定管理の大部分となるものに指定管理の指定手続の条例があります。これに基づいて行うことになっているかと思うのですけれども、なぜ、指定管理の大部分のほうの条例を変えずに、この農業体験者滞在施設

設設置条例だけに非公募の状況を付すのか。

この3点についてお伺いしたいと思います。

議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 渋谷議員の御質問にお答えいたします。

議案第27号、富良野市農業体験者滞在施設設置条例の一部改正でございますが、今回の条例改正につきましては、原則、公募でございます指定管理制度のうち、指定管理制度は行いますけれども、公募ではなく、指名により受託者を決められるという形に変更させていただきました。

これにつきましては、農業体験者という特殊性もございまして、使う方はそれぞれ農業を体験する方ではございますが、この方々が働く場所につきましては、農家あるいは農業法人等、そういうことで働ける場所でございますので、農業とは密接な関係がございまして、こちらでどういうふうにかかるといふ手配等につきましては、経験や認識、理解も含めまして農協が一番ふさわしいと考えてございます。

こちらにつきましては、前回、4年前ですか、指定管理の委員会の折にも、これは公募等になじまないのではないかという御意見もいただきまして、この間、検討してまいりましたけれども、私といたしましては、指名での指定管理がふさわしいというふう判断いたしまして、今回、提案させていただきまして。

これにつきましては、滞在施設の設置条例の中でそれぞれ指名できるという形に変更等をする形に対応できると判断いたしまして、今回はこの条例のみの変更となっております。

以上です。

議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

9番（渋谷正文君） 三つ、答えていないのです。

議長（黒岩岳雄君） 3点ありますので、御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 失礼いたしました。

1点目を含めて答弁したところでございましたけれども、今回、非公募ということにつきましては、まず、公募をして、こちらの施設をきちんと管理できると同時に、体験する方にそれぞれ農業体験というところで働いてもらうシステムがきちんとできる組織といいますが、そういう方に指定管理をしてもらうということで、今回、提案したところでございます。

議長（黒岩岳雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 開議

議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 答弁漏れ等がございましたので、改めまして御答弁させていただきます。

公募によらないことができるという表現での改正でございますけれども、これにつきましては、大体100名程度、年間を通しますと1万2,000名から1万5,000名ぐらいの方々が富良野で農業体験をしております。こちらの割り振り等をきちんとできるような状態になるような組織に指名できる場合にはということで、この状況等ももっと整って、公募をしてもそれぞれのところでそういう働き方ができればよろしいのですけれども、いまのところ、農家あるいは農業法人との接点等も必要になってくるといいますので、そういった体験をする場所の配置、配分等が必要な場合には、指名によって行ってまいりたいと思っております。

もう一点、指定管理の条例ではなくてということでございますけれども、これにつきましては、それぞれの施設の設置条例におきまして指名できるということで対応できると判断してございます。

議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

9番渋谷正文君。

9番（渋谷正文君） ただいま1点目と2点目の非公募を想定する事例のところも含めて御答弁いただいたのですけれども、これについて、公募等になじまない理由があるというふうにおっしゃられておりました。

まず、この理由を聞きたいなというふうに思います。もう少し細かく、公募等になじまない理由というのがどういう場面であるのかということをお知らせいただければと思います。

その次に、この条例は目的及び設置がはっきりしています。この農業体験者滞在施設設置条例という設置目的がはっきりしているものについて、それに係るところが、実際にはもう一つしかないのだというような答弁がございましたね。具体的な名前が出てきて答弁があったのですけれども、本来、この条例を運用するに当たっては、まずはそうしたことなしに、皆さんで、どういうようなところがあるかというのを、平たく、そのときの条件に応じて、調査というか、検討して、その後、この例外条例を使おうかということになるかと思っております。

そういうことからすると、協議内容ですとかそういう部分は、より透明性が必要になるといいますし、その説明については、議会、そして市民に伝えることが必要になってくるかと思っておりますけれども、そうしたことをしっ

かりとやっていただけるかどうか、お伺いします。

議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 渋谷議員の御質問にお答えいたします。

施設の設置目的等からの御質問もございました。当該施設につきまして、設置目的を達成するためには、施設はもちろん、管理等、これも必要でございますが、それに加えまして、何よりも、滞在者に各地から集まってきたりまして、この方々を、農作業の期間中、長期にわたりまして、どのような配置で、どのような方々に、どのようなところで働いてもらうかという総合的な判断等、あるいはスケジュールの管理等が必要になってまいります。これをやれるところは、富良野市におきましては、先ほどは固有名詞を出させてもらいましたけれども、そういうトータルの対応ができるふらの農協とさせていただきます。

以上でございます。

議長（黒岩岳雄君） 答弁は大丈夫ですか。何か足りないのではないですか。

続いて、御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 失礼いたしました。答弁漏れがございましたので、補足いたします。

この施設は、平成12年から農協に委託という形で管理をお願いしてまいりました。この指定管理制度ができました平成18年、指定管理という方針に切りかえてきてございます。

その間も、公募によりまして、ふらの農協一つで管理をずっとお願いしているところでございますけれども、前回、平成27年の指定管理者の選考委員会におきまして、これについて、きちんと管理できるためには、公募ではなくて、指名で決めたほうがふさわしいのではないかと御意見もいただきまして、検討した経過がございます。

この経緯等も含めまして、この指定に当たりましては、市民に説明した上で、こういう理由でということをはっきりさせながら進めてまいりたい。ちょうど、本年度、令和2年度で3度目の指定管理の実施になりますので、選考に当たりましては透明性もしっかり持ちながら進めてまいりたいと思っております。

議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

9番渋谷正文君。

9番（渋谷正文君） 答弁をいただきましたけれども、最後に、この指定管理制度というのは、それぞれの案件に応じて柔軟に対応するというのではなく、あくまでも指定管理者制度の大もとをしっかり据えて、その中で、各設置条例、いわゆる指定管理に係る細かな部分に

ついて対応するのが筋だというふうには私は思って質問させていただきました。私が言っていますように、こういうような非公募に係るときは、なぜそうなったのかというところを、しっかりと透明性を図って、議会、そして市民に伝えることができないと、どうしてそれで決まったのだろうかというところの議論ができないのですよ。そこをしっかりとやっていただきたいということをお伝えしたのであります。しっかりとやっていただきたいということを私は申し上げているのです。

これは、農林の話だけではなくて、全体的にそうしたことを考えるべきではないかということで、私はお話をさせていただいております。いかがでしょうか。

議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長後藤正紀君。

経済部長（後藤正紀君） 渋谷議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度の指定管理の手続等を進めることになりまされども、進めるに当たりましては、もちろん、市民、あるいは、公募をしない理由等もしっかりと提示しながら、最終的には議会での指名の議決等も必要になってございますので、議員の皆様にも説明した上で、きちんと理由をしっかりと形でご説明してまいりたいと思っております。

議長（黒岩岳雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第28号 富良野市市民農園設置条例の一部改正について

議長（黒岩岳雄君） 日程第11、議案第28号、富良野市市民農園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第29号 富良野市営住宅条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第12、議案第29号、富良野市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。
これより、本件の質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第30号 富良野市水道事業の設置に関する条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第13、議案第30号、富良野市水道事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第31号 富良野市ワイン事業の設置に関する条例の一部改正について

議長(黒岩岳雄君) 日程第14、議案第31号、富良野市ワイン事業の設置に関する条例の一部改正についてを

議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第32号 富良野市指導主事の給与に関する条例の制定について

議長(黒岩岳雄君) 日程第15、議案第32号、富良野市指導主事の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

おはようございます。

議案第32号、富良野市指導主事の給与に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事を教育委員会事務局に任用するため、その給与に関して条例を制定しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨に関する規定でございます。

第2条は、本条例を適用させる職員を規定するもので、北海道教育庁の職員、道立学校または市町村立学校の教育職員(125ページで訂正)から引き続き市の職員として任用された者とするものでございます。

第3条は、給与の支給に関する規定で、任用された指導主事の給与は、北海道学校職員の給与に関する条例、または、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例に規定する給料表の準用と、その他の規定については、学校職員給与条例の例によることとしようとするもの、また、管理職手当及び管理職員特別手当については、富良野市職員給与条例を準用しようとするものでございます。

第4条は、職務に関する規定で、指導主事の職務は、市職員給与条例の5級または6級に相当する職としようとするものでございます。

第5条は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規定で、北海道の学校職員給与条例の例によることとしようとするものでございます。

第6条は、委任に関する規定でございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をお願いいたします。

第2条の中で、北海道教育庁の職員、道立学校または市町村立学校の教育職員というところを教育委員会からということで説明いたしました。正しくは、教育職員から引き続きということで御訂正をお願いしたいと存じます。

議長（黒岩岳雄君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議員の派遣について

議長（黒岩岳雄君） 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び富良野市議会会議規則第128条の規定に基づき、お手元に御配付のとおり、副議長を記載の会議へ派遣するものでございます。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、お手元に御配付のとおり派遣することに決しました。

なお、本派遣に変更が生じた際には、議長においてこれを処理したいと思っておりますので、御了承願います。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時54分 開議

議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開き

ます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程追加の議決

議長（黒岩岳雄君） 先ほど、文書をもって、提案者後藤英知夫君外6名より、富良野市議会総合計画基本構想特別委員会の設置についての動議の提出がございました。

所定の賛成者もあり、動議は成立しております。

この際、本件の動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1

動議 富良野市議会総合計画基本構想特別委員会の設置

議長（黒岩岳雄君） 追加日程第1、富良野市議会総合計画基本構想特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

17番後藤英知夫君。

17番（後藤英知夫君） -登壇-

ただいまお取り上げいただきました動議につきましては、各会派の御賛同をいただき、提出したものであり、私のほうから御説明申し上げます。

現在、本市においては、人口減少、少子高齢化が進み、年少人口の減少による担い手や労働力不足、高齢者人口の増加による医療、介護、住まい、公共交通、生活支援など課題となっており、これら諸課題への対応は、本市の将来にとって避けては通れない重要事項となっております。

このような状況の中、策定される第6次総合計画に関し、本市の今後10年間のまちづくりの方向性と基本的な考え方及び本市の目指すべき姿について調査研究するとともに、今後策定される基本構想の審査を行うため、特別委員会の設置を提案するものであります。

なお、委員会名を総合計画基本構想特別委員会とし、委員数は全議員の18名をもって設置し、総合計画基本構想に関する審査が終了するまでの期間の継続調査といたしたく、あわせて提案するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（黒岩岳雄君） ただいまの提案に対し、御発言

ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) なければ、お諮りいたします。

本件については、議員全員をもって構成する富良野市議会総合計画基本構想特別委員会を設置し、総合計画基本構想に関する審査が終了するまでの継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、議員全員をもって構成する富良野市議会総合計画基本構想特別委員会を設置し、総合計画基本構想に関する審査が終了するまでの継続調査とすることに決しました。

なお、本特別委員会が調査のため派遣の必要が生じた際には、議長においてこれを処理いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

この際、特別委員会の開催のため、午前11時20分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時16分 開議

議長(黒岩岳雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

正副委員長互選結果報告

議長(黒岩岳雄君) 休憩中、富良野市議会総合計画基本構想特別委員会より、委員長、副委員長の互選の結果について報告がありましたので、事務局長より報告いたさせます。

事務局長清水康博君。

事務局長(清水康博君) 富良野市議会総合計画基本構想特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について御報告申し上げます。

委員長、佐藤秀靖君、副委員長、石上孝雄君、以上のとおり互選された旨、御報告がございました。

日程第17 閉会中の所管事務調査について

議長(黒岩岳雄君) 日程第17、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長高田賢司君。

庶務課長(高田賢司君) -登壇-

初めに、総務文教委員会、経済建設委員会の各委員長

からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので、申し出ます。

総務文教委員会、調査番号、調査第1号、調査件名、徴税実務の現状について。

経済建設委員会、調査番号、調査第2号、調査件名、ワイン事業について。

以上でございます。

議長(黒岩岳雄君) お諮りいたします。

ただいまお諮りのとおり、閉会中の事務調査について決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の事務調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

議長(黒岩岳雄君) 以上で、本日の日程を終わり、本定例会の案件は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第1回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 3月17日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 石 上 孝 雄

署名議員 日 里 雅 至